

業種別マニュアル

配電盤工業における  
P R T R 排出量等の算出マニュアル

平成 16 年 3 月

作成 配電盤工業ワーキンググループ

## はじめに

私たちの身の周りには、化学物質で作られたさまざまな製品があります。これら化学物質は年々増加し続けており、中には人の健康や生態系に有害なおそれのある物質も含まれています。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(通称、PRTR法)は、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握すること等により、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に、平成11年7月に公布されました。

この法律においては、「PRTR制度」と「MSDS制度」が導入されており、「MSDS制度」は平成13年1月から義務付けられ、「PRTR制度」は平成13年4月から施行されています。

社団法人日本配電盤工業会は、社団法人化学工学会が受託した平成15年度の経済産業省の委託調査「化学物質国際規制対策推進等(PRTR算出マニュアル調査)」の一部として活動し、「配電盤業界におけるPRTR排出量等算出の手引」を作成しました。

この手引により、社団法人日本配電盤工業会の会員企業の皆様が、環境関連化学物質の排出量等の把握を通じ、化学物質の適正管理をなお一層促進して、環境保全上の支障を未然に防止することに努めていただければと思います。

なお、この手引では、配電盤の製造において排出又は移動する化学物質について、算出方法を理解していただくために、各工程における算出例を第3章に記載しています。

しかし、会員企業の中には、対象化学物質の排出量・移動量を計算した結果、報告義務のないケースがあります。この手引の「1.2 PRTRの対象事業者とは」により、対象事業者であることを確認して、具体的な対象化学物質の算出を行ってください。

取り纏めにあたっては、経済産業省製造産業局化学物質管理課、社団法人化学工学会及び独立行政法人製品評価技術基盤機構にご指導、ご協力をいただきました。

この手引きが会員各社のご参考になれば、誠に幸いです。

平成16年3月

社団法人日本配電盤工業会

技術委員会委員長 成田 博

## 目次

第1章 P R T R制度の概要	1
1.1 P R T R制度とは	1
1.2 P R T Rの対象事業者とは	2
1.3 配電盤類の製造に使用される主な取扱対象化学物質	3
1.4 調査方法	3
1.4.1 排出量の区分	3
1.4.2 移動量の区分	4
1.5 届出方法	4
1.5.1 届出書の作成・提出方法及び提出書類	4
1.5.2 届出先(書面・磁気ディスクによる届出の場合)	4
1.6 定義	4
第2章 排出量・移動量の算出の基本的な考え方	8
2.1 個別排出ポイントからの排出量・移動量の算出方法	8
2.1.1 個別排出ポイントについて	8
2.1.2 算出方法について	9
2.2 事業所全体の排出量・移動量算出の考え方	11
第3章 配電盤類の製造工程における排出量・移動量の算出方法	13
3.1 切断・曲げ工程	15
3.2 溶接工程	17
3.3 塗装工程	21
3.3.1 塗装前処理工程	21
3.3.2 下塗り工程	25
3.3.3 上塗り工程	34
3.4 組立工程	40
3.4.1 はんだ作業工程	40
3.4.2 接着作業工程	42
3.4.3 塗装補正作業工程	44
3.5 排出量・移動量の集計	47
第4章 対象物質等	48
4.1 P R T R法と環境条例との関係	48

資料 1	届出書(省略).....	51
資料 2	対象物質.....	52
資料 3	スプレー塗布作業における製品への付着率の実例について.....	55
第一種指定化学物質リスト(省略).....		57
第二種指定化学物質リスト(省略).....		57